

令和3年6月  
令和3年第4回栃木市議会定例会  
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	令和2年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	1
報告第 3号	令和2年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 4号	令和2年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	11
報告第 5号	令和2年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	13
報告第 6号	令和2年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	15
報告第 7号	放棄した債権の報告について	17
報告第 8号	一般財団法人栃木市農業公社の令和3年度事業計画書の提出について	18
議案第67号	令和3年度栃木市一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第68号	小山栃木都市計画事業栃木インター西土地地区画整理事業施行に関する条例の 制定について	19
議案第69号	小山栃木都市計画事業平川土地地区画整理事業施行に関する条例の制定について	32
議案第70号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第71号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第72号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	49
議案第73号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第74号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	55
議案第75号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第76号	栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	62
議案第77号	栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	65
議案第78号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第79号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	70

番 号	件 名	
議案第80号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	73
議案第81号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第82号	栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	98
議案第83号	和解及び損害賠償の額の決定について	100
議案第84号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	101
議案第85号	財産の取得について(高規格救急自動車)	102
議案第86号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	103

令和2年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計
10 教育費	1 教育総務費	都賀学校給食センター バルク貯槽更新工事	円 14,861,000	円 5,945,000	円	円 5,945,000
合 計			14,861,000	5,945,000		5,945,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
	5,945,000	5,945,000	5,945,000			
	5,945,000	5,945,000	5,945,000			

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大平地域公民館施設整備事業	9,999,000 円
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修委託	6,424,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業補助金	7,370,000
		高齢者へのPCR検査費等助成事業	2,700,000
	2 児童福祉費	新生児未来応援特別給付金支給事業	5,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	会計年度任用職員共済費	1,946,000
		会計年度任用職員人件費（健康増進課）	12,984,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	954,751,000
	2 清掃費	一般廃棄物処理基本計画改訂等業務委託	1,096,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興事業補助金	51,000,000
		県単独農業農村整備事業（栃木）	49,535,000
		田んぼダム整備事業	15,000,000
		防災重点農業用ため池調査委託事業	40,000,000
		むらづくり施設管理運営委託事業	2,924,000
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金負担金	36,600,000
		企業立地促進事業	780,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
6,171,000					6,171,000
6,424,000		6,424,000			
5,896,000		5,896,000			
2,040,000	12,000	2,028,000			
2,000,000	2,000,000				
1,946,000		1,946,000			
12,667,000		12,667,000			
953,664,000		953,664,000			
1,096,000					1,096,000
29,484,000		29,484,000			
35,750,000		11,043,000	16,600,000		8,107,000
14,000,000		10,000,000			4,000,000
40,000,000		40,000,000			
0					
36,600,000		36,600,000			
780,000					780,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	円 3,300,000
		木造住宅耐震化促進事業	5,900,000
	2 道路橋りょう費	市道61095号線道路改良事業(岩舟三谷)	76,400,000
		市道各号線道路改良事業	10,610,000
		市道13249号線道路改良事業(栃木川原田町)	15,000,000
		市道2065号線道路改良事業(栃木平井町)	98,530,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業(栃木大宮町)	41,090,000
		市道1061号線歩道整備事業(大平新)	2,000,000
		市道23037号線道路改良事業(大平西山田)	5,200,000
		スマートIC整備事業	39,200,000
		市道43386号線道路改良事業(都賀合戦場)	23,620,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	78,720,000
		市道61268・61262・61251号線道路改良事業(岩舟静)	3,800,000
		市道1055号線道路改良事業(岩舟静)	171,784,000
		市道61074号線道路改良事業(岩舟三谷)	12,000,000
		道路付属物点検事業	25,500,000



翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
3,100,000			3,100,000		
2,500,000		1,600,000			900,000
76,400,000			68,800,000		7,600,000
10,610,000			9,500,000		1,110,000
15,000,000			13,500,000		1,500,000
98,530,000		42,161,000	54,700,000		1,669,000
41,090,000		10,604,000	27,400,000		3,086,000
2,000,000			1,800,000		200,000
2,312,000			2,000,000		312,000
39,200,000		20,460,000	16,800,000		1,940,000
23,620,000			21,200,000		2,420,000
78,720,000		11,728,000	60,200,000		6,792,000
3,000,000			2,700,000		300,000
171,284,000		49,821,000	109,200,000		12,263,000
12,000,000			10,800,000		1,200,000
25,500,000		12,000,000			13,500,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	舗装修繕事業	円 25,500,000
		橋梁長寿命化修繕事業	39,300,000
	3 河川費	河川排水路整備事業	32,705,000
		清水川支川分水路整備事業	61,100,000
	4 都市計画費	応急対策事業（令和元年台風19号災害） （都市計画課）	4,722,000
		新大平下駅前地区土地区画整理事業	46,310,000
		まちなか土地利用計画推進事業	8,050,000
		公園施設長寿命化対策事業	31,000,000
		栃木総合運動公園管理	7,964,000
	5 住宅費	市営住宅リフレッシュ事業	47,114,000
9 消防費	1 消防費	防災事業	22,000,000
		被災者住宅復旧支援事業費補助金	1,500,000
		消防職員福利厚生事業	544,000
		訓練用安全管理器具購入事業	2,209,000
10 教育費	2 小学校費	小学校ICT環境整備事業	622,158,000
		小学校再開対策支援事業	28,800,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
25,500,000		12,000,000	13,200,000		300,000
0					
32,705,000			32,700,000		5,000
61,100,000			61,100,000		
2,866,000					2,866,000
45,375,000		22,500,000	20,200,000		2,675,000
8,050,000		8,000,000			50,000
31,000,000		15,000,000	15,000,000		1,000,000
7,964,000		3,500,000	3,500,000		964,000
47,114,000		19,748,000	27,300,000		66,000
22,000,000			22,000,000		
1,500,000					1,500,000
544,000					544,000
2,209,000	2,209,000				
14,009,000					14,009,000
28,800,000		28,800,000			

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校洋式トイレ改修事業	円 298,485,000
		中学校屋内運動場改修事業	162,745,000
		中学校ICT環境整備事業	320,100,000
		中学校再開対策支援事業	14,400,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	77,419,000
		伝統的建造物群保存事業	18,668,000
		文化会館施設改修事業	26,715,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（農林整備課）	4,070,000
	3 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	179,470,000
合 計			3,893,811,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 298,485,000	円	円 86,754,000	円 196,700,000	円	円 15,031,000
162,745,000		24,298,000	129,700,000		8,747,000
6,672,000					6,672,000
14,400,000		14,400,000			
77,419,000		38,709,000	34,800,000		3,910,000
18,668,000		12,445,000			6,223,000
26,715,000					26,715,000
4,070,000		1,000,000	1,900,000		1,170,000
179,470,000		92,769,000	86,700,000		1,000
2,872,764,000	4,221,000	1,638,049,000	1,063,100,000	0	167,394,000

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

# 令和2年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	324,610,000	282,458,500	3,723,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円 0	円 0	円 3,723,000	円 38,428,500	円 0	下水道工事の進捗 に合わせて施工す るため

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

# 令和2年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	1,142,275,000	964,120,290	174,000,000
		雨水渠整備事業	149,549,000	9,041,304	134,000,000
		流域下水道建設事業	135,129,000	86,874,586	42,672,000



左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国県支出金	地方債	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
63,650,000	89,000,000	21,350,000	4,154,710	0	他事業との施工調整に不測の日数を要したことによる
12,998,000	118,400,000	2,602,000	6,507,696	0	他事業との施工調整に不測の日数を要したことによる
0	42,600,000	72,000	5,582,414	0	国交省の3次補正による追加執行に伴う工事のため

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和2年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
7 商工費	1 商工費	中小企業災害復旧支援事業 (令和元年台風19号災害) (商工振興課)	112,196,399	108,446,399	3,750,000	
9 消防費	1 消防費	被災者住宅復旧支援事業費補助金	204,616,322	204,299,362	316,960	
11 災害復旧費	2 農林水産 施設災害 復旧費	農業施設災害復旧事業(令和 元年台風19号災害)(農林整備 課)	19,392,670	16,317,670	3,075,000	
11 災害復旧費	2 農林水産 施設災害 復旧費	農地災害復旧事業(令和元年 台風19号災害)(農林整備 課)	8,251,892	7,602,892	649,000	
合 計			344,457,283	336,666,323	7,790,960	

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円 3,750,000	円	円	円	円	円 3,750,000	新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、補助金交付申請者の資金繰り悪化や、工事作業員不足による工事の遅延が発生し、年度内に復旧工事が完了できなかったため
316,960					316,960	補助金交付申請者の資金繰りの悪化により年度内に復旧工事が発注できなかったため
3,075,000		3,031,000			44,000	用水路復旧工事が、一体的に施工する県の河川復旧工事の繰越に伴い、年度内に完了できなかったため
649,000					649,000	農地災害復旧工事において、暗渠部分の浚渫に想定外の日数を要し、年度内に工事が完了できなかったため
7,790,960		3,031,000			4,759,960	

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
学童保育事業費負担金 (こども未来部子育て支援課)	52,000	第2号(時効完成)	令和3年3月31日	4
小計	52,000			4
市営住宅使用料 (都市整備部住宅課)	4,161,800	第2号(時効完成)	令和3年3月31日	5
市営住宅駐車場使用料 (都市整備部住宅課)	129,600	第2号(時効完成)	令和3年3月31日	4
小計	4,291,400			9
水道料金(上下水道局企業経営課)	2,868,136	第2号(時効完成)	令和3年3月31日	173
小計	2,868,136			173
合計	7,211,536			186

一般財団法人栃木市農業公社の令和3年度事業計画書の提出に  
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和3年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に  
関する条例の制定について

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例  
を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に  
関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分（第7条—第9条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第10条—第17条）
- 第5章 地積の決定の方法（第18条—第23条）
- 第6章 土地及び権利の評価（第24条—第26条）
- 第7章 清算（第27条—第35条）
- 第8章 雑則（第36条—第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により栃木市（以下「施行者」という。）が施行する栃木インター西地区の土地区画整理事業に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区は、栃木市吹上町字新堀の全部、吹上町字野中原、字台ノ上、字新井原、字芝原及び字猿楽の各一部並びに野中町字西原の一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、栃木市万町9番25号(栃木市役所内)に置く。

## 第2章 費用の負担

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、施行者が負担する。

- (1) 国又は県から交付される補助金
- (2) 法第96条第2項の規定により定めた保留地(以下「保留地」という。)の処分金

- (3) その他の負担金

## 第3章 保留地の処分

(処分の方法)

第7条 保留地の処分は、抽選又は随意契約の方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行者が、特に必要があると認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うことができるものとする。

(処分価格)

第8条 保留地の処分価格は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聴いて定める。



(処分地積)

第9条 保留地の処分地積は、一宅地を形成する地積を標準とする。ただし、換地計画による既成宅地の地積の増減等必要のある場合は、この限りでない。

#### 第4章 土地区画整理審議会

(審議会の設置)

第10条 事業を施行するため、法第56条第1項の規定により、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員の定数)

第11条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「政令」という。)第22条第4項の規定により市長が別に公告する。

3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の定数は、2人以内とする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第13条 法第58条第1項の規定により選挙される委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第14条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙される委員又は借地権者から選挙される委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙される委員の数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。

4 法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

5 市長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者に対しその旨を通知しなければならない。

6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第15条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙される委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の10分の1以上の数

とする。

(委員の補欠選挙)

第16条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の2分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第17条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

## 第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第18条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、次条から第21条までに定める場合を除き、事業計画決定の公告の日(以下「基準日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とする。

(実測確認申請)

第19条 宅地所有者は、登記地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、施行者に実測地積の確認を申請することができる。

2 前項の規定により実測地積の確認を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出する。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について

一括して申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
  - (2) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図
  - (3) 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1で、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）
  - (4) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面
- 3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測により確認する。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。
- 4 施行者は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。  
(施行者実測)

第20条 施行者は、登記地積が事実著しく相違すると認めるときにおいて、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積とすることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地積を施行者が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

- (1) 基準日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積
- (2) 基準日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積

- (3) 基準日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積
  - (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に掲げる地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、当該地籍調査の成果に基づいて登記された地積
  - (5) 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その実測地積
- （按分による更正）

第21条 施行者は、道路で囲まれた区域その他相当と認める区域について計測して得た地積がその区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積をその区域内の宅地各筆の登記地積（前2条の規定により基準地積を定めた宅地を除く。）に按分して加えた地積を基準地積とする。

（基準日後の分合筆）

第22条 基準日後に分筆又は合筆を行った宅地の基準地積は、分筆又は合筆前の基準地積を基準として施行者が査定した地積とする。

（所有権以外の権利）

第23条 換地について所有権以外の権利の部分を定める場合において、その基準となる従前の宅地の全部又は一部について存する所有権以外の権利の地積は、基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないときは、施行者が査定した地積をもって当該権利の存する地積とする。

## 第6章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第24条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第25条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第26条 所有権以外の権利の存する宅地について、法第94条の規定による清算金又は法第109条の減価補償金の基準となるべき所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、区画、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

## 第7章 清算

(清算金の算定)

第27条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額に乗じて得た額と当該換地の価額又は同条の所有権及び所有権以外の権利の価額との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額とする。

(清算金の通知)

第28条 施行者は法第110条第1項の規定により清算金を徴収しようとするときは、その納付について、納付すべき金額の納付期限及び納付場所を記載した納入通知書により、納付期限の15日前までに、納付すべき者に通知する。

(清算金の相殺)

第29条 清算金を納付すべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者が納付すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、法第112条の規定により清算金が供託すべきものである場合においては、この限りでない。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第30条 法第110条第1項の規定により徴収する清算金（法第111条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺した後の残額をいう。以下この条において同じ。）は、別表第1又は別表第2に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子は、政令第61条第1項の規定に基づくものとし、分割徴収する場合は、換地処分の公告をした日の翌日における財政融資資金貸付金利の利率（元金均等償還、半年賦、5年以内、据置無）を適用する。

2 前項の場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、第2回以後の毎回の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

(分割計算)

第31条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第1回に徴収し、又は交付すべき元金額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後に徴収し、又は交付すべき額は利子を合わせて毎回均等とする。

(清算金の繰上納付)

第32条 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

(清算金の繰上徴収)

第33条 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納付期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

(督促手数料及び延滞金)

第34条 納付すべき清算金を滞納した者に対する督促手数料及び延滞金は、法第110条第4項の規定に基づくものとし、栃木市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成22年栃木市条例第69号）を適用する。

(仮清算金への準用)

第35条 第27条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

## 第8章 雑則

(換地処分の時期の特例)

第36条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても、法第103条第2項ただし書の規定により換地処分をすることができる。



(登記完了の公告)

第 37 条 施行者は、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 181 条第 1 項の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告する。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表第 1（第 30 条関係）

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割回数
1 万円以上 4 万円未満	6 月以内	2
4 万円以上 7 万円未満	1 年以内	3
7 万円以上 10 万円未満	1 年 6 月以内	4
10 万円以上 13 万円未満	2 年以内	5
13 万円以上 16 万円未満	2 年 6 月以内	6
16 万円以上 20 万円未満	3 年以内	7
20 万円以上 24 万円未満	3 年 6 月以内	8
24 万円以上 28 万円未満	4 年以内	9
28 万円以上 32 万円未満	4 年 6 月以内	10
32 万円以上	5 年以内	11

別表第 2（第 30 条関係）

交付すべき清算金の総額	分割交付する期限	分割回数
1万円以上7万円未満	1年以内	2
7万円以上13万円未満	2年以内	3
13万円以上20万円未満	3年以内	4
20万円以上28万円未満	4年以内	5
28万円以上	5年以内	6

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例  
の制定について

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分（第7条—第9条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第10条—第17条）
- 第5章 地積の決定の方法（第18条—第23条）
- 第6章 土地及び権利の評価（第24条—第26条）
- 第7章 清算（第27条—第35条）
- 第8章 雑則（第36条—第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により栃木市（以下「施行者」という。）が施行する平川地区の土地区画整理事業に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区は、栃木市都賀町升塚字東塚、字宿及び字並塚の各

一部、都賀町家中字行人塚の一部、都賀町平川字本宿、字高堀、字玄番内、字関取塚及び字西島の各一部並びに大塚町柳原の一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所は、栃木市万町9番25号(栃木市役所内)に置く。

## 第2章 費用の負担

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、施行者が負担する。

- (1) 国又は県から交付される補助金
- (2) 法第96条第2項の規定により定めた保留地(以下「保留地」という。)の処分金
- (3) その他の負担金

## 第3章 保留地の処分

(処分の方法)

第7条 保留地の処分は、抽選又は随意契約の方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行者が、特に必要があると認めるときは、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うことができるものとする。

(処分価格)

第8条 保留地の処分価格は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聴いて定める。

(処分地積)

第9条 保留地の処分地積は、一宅地を形成する地積を標準とする。ただし、換地計画による既成宅地の地積の増減等必要のある場合は、この限りでない。

#### 第4章 土地区画整理審議会

##### (審議会の設置)

第10条 事業を施行するため、法第56条第1項の規定により、小山栃木都市計画事業平川土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (委員の定数)

第11条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「政令」という。）第22条第4項の規定により市長が別に公告する。

3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の定数は、2人以内とする。

##### (委員の任期)

第12条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (立候補制)

第13条 法第58条第1項の規定により選挙される委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第14条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙される委員又は借地権者から選挙される委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙される委員の数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。

4 法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

5 市長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者に対しその旨を通知しなければならない。

6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第15条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙される委員の数でその選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の10分の1以上の数とする。

(委員の補欠選挙)

第16条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の2分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第17条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

## 第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第18条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、次条から第21条までに定める場合を除き、事業計画決定の公告の日(以下「基準日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とする。

(実測確認申請)

第19条 宅地所有者は、登記地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、施行者に実測地積の確認を申請することができる。

2 前項の規定により実測地積の確認を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出する。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について一括して申請しなければならない。

(1) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図



(2) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図

(3) 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1で、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）

(4) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面

3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測により確認する。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

4 施行者は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。  
(施行者実測)

第20条 施行者は、登記地積が事実と著しく相違すると認めるときにおいて、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積とすることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地積を施行者が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

(1) 基準日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積

(2) 基準日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積

(3) 基準日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積

(4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に掲げる地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、当該地籍調査の成果に基づいて登記された地積

(5) 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その  
実測地積

（按分による更正）

第21条 施行者は、道路で囲まれた区域その他適当と認める区域について計測して得た地積がその区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積をその区域内の宅地各筆の登記地積（前2条の規定により基準地積を定めた宅地を除く。）に按分して加えた地積を基準地積とする。

（基準日後の分合割）

第22条 基準日後に分筆又は合筆を行った宅地の基準地積は、分筆又は合筆前の基準地積を基準として施行者が査定した地積とする。

（所有権以外の権利）

第23条 換地について所有権以外の権利の部分を定める場合において、その基準となる従前の宅地の全部又は一部について存する所有権以外の権利の地積は、基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないときは、施行者が査定した地積をもって当該権利の存する地積とする。

## 第6章 土地及び権利の評価

（評価員の定数）

第24条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第25条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、区画、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第26条 所有権以外の権利の存する宅地について、法第94条の規定による清算金又は法第109条の減価補償金の基準となるべき所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、区画、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第27条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額に乗じて得た額と当該換地の価額又は同条の所有権及び所有権以外の権利の価額との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金の額は、従前の宅地の価額又は前条の所有権及び所有権以外の権利の価額とする。

(清算金の通知)

第28条 施行者は法第110条第1項の規定により清算金を徴収しようとするときは、その納付について、納付すべき金額の納付期限及び納付場所

を記載した納入通知書により、納付期限の15日前までに、納付すべき者に通知する。

(清算金の相殺)

第29条 清算金を納付すべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者が納付すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、法第112条の規定により清算金が供託すべきものである場合においては、この限りでない。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第30条 法第110条第1項の規定により徴収する清算金（法第111条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺した後の残額をいう。以下この条において同じ。）は、別表第1又は別表第2に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子は、政令第61条第1項の規定に基づくものとし、分割徴収する場合は、換地処分の公告をした日の翌日における財政融資資金貸付金利の利率（元金均等償還、半年賦、5年以内、据置無）を適用する。

2 前項の場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、第2回以後の毎回の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

(分割計算)

第31条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第1回に徴収し、又は交付すべき元金額は、清算金の総額を分割の回数で除して得

た額を下らない額とし、第2回以後に徴収し、又は交付すべき額は利子を合わせて毎回均等とする。

(清算金の繰上納付)

第32条 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

(清算金の繰上徴収)

第33条 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納付期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

(督促手数料及び延滞金)

第34条 納付すべき清算金を滞納した者に対する督促手数料及び延滞金は、法第110条第4項の規定に基づくものとし、栃木市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成22年栃木市条例第69号）を適用する。

(仮清算金への準用)

第35条 第27条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

## 第8章 雑則

(換地処分の特例)

第36条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても、法第103条第2項ただし書の規定により換地処分をすることができる。

(登記完了の公告)

第37条 施行者は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1

81条第1項の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告する。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表第1（第30条関係）

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割回数
1万円以上4万円未満	6月以内	2
4万円以上7万円未満	1年以内	3
7万円以上10万円未満	1年6月以内	4
10万円以上13万円未満	2年以内	5
13万円以上16万円未満	2年6月以内	6
16万円以上20万円未満	3年以内	7
20万円以上24万円未満	3年6月以内	8
24万円以上28万円未満	4年以内	9
28万円以上32万円未満	4年6月以内	10
32万円以上	5年以内	11

別表第2（第30条関係）

交付すべき清算金の総額	分割交付する期限	分割回数
1万円以上7万円未満	1年以内	2

7万円以上13万円未満	2年以内	3
13万円以上20万円未満	3年以内	4
20万円以上28万円未満	4年以内	5
28万円以上	5年以内	6

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年栃木市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「平成10年法律第114号」の次に「。以下「感染症法」という。」を加える。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する」を「感染症法第6条第7項第3号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
25年栃木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2） を

」

「

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2） に

第3章 雑則（第46条）

」

改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第46条 障がい者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類  
するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、  
抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ  
とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい  
て同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定  
するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記

録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障がい者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3節 運営に関する基準（第9条―第59条） を

」

「

第3節 運営に関する基準（第9条―第59条） に

第3章 雑則（第60条）

」

改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第60条 指定障がい者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項、第14条及び次項に規定するものを除く。）については、書



面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障がい者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成25年栃木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第9章 多機能型に関する特例(第88条-第90条) を

」

「

第9章 多機能型に関する特例(第88条-第90条) に  
第10章 雑則(第91条)

」

改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 障がい福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障がい福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）の一部を次のように改  
正する。

目次中

「

第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障がい福祉サ  
ービスに関する基準（第206条―第210条） を

」

「

第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障がい福祉サ  
ービスに関する基準（第206条―第210条） に  
第18章 雑則（第211条）

」

改める。

第210条第1項中「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」の  
次に「又は特例訓練等給付費」を加える。

本則に次の1章を加える。

第18章 雑則

（電磁的記録等）

第211条 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存

その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この

条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第210条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。



栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年  
栃木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、  
正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで  
きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同  
じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定する  
ものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電  
子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない  
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される  
ものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以  
下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこと  
が規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の  
承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係  
る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法  
（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができな  
い方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号及び第8号中「200万円」を「210万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栃木市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。



栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章 児童厚生施設（第29条—第32条） を

」

「

第3章 児童厚生施設（第29条—第32条）

第4章 雑則（第33条） に

附則

」

改める。

第22条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。」を、「又は」の次に「準耐火建築物（」を加え、「（同号イ）」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

第30条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に規定する」に改め、「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、「教諭となる資格を」を「教諭の免許状を」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録)

第33条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則第4項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第22条第8号、第30条第2項第1号、第5号及び第6号並びに附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 5 月 28 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条） を  
」

「

第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条） に  
第6章 雑則（第49条）  
」

改める。

第6条第2項中「適用しないこと」を「適用しないこととすること」に改  
める。

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附  
則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の  
20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体  
上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育すること  
が困難な場合」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

### (電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第16条第2項第4号、第23条第2項第2号、第37条第4号及び附則第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 5 月 2 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の47の項を次のように改める。

<p>47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合</p>
---	-----------------------------	---



の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が  
1,000平方メートル未満の場合

25,000円

イ 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル以上2,0

00平方メートル

未満の場合 35,

000円

ウ 床面積の合計が

2,000平方メ

ートル以上5,0

00平方メートル

未満の場合 87,

000円

エ 床面積の合計が

5,000平方メ

ートル以上10,

000平方メート

ル未満の場合 1

30,000円

オ 床面積の合計が

10,000平方

メートル以上25,

000平方メート

ル未満の場合 1

60,000円

カ 床面積の合計が

25,000平方

メートル以上の場

合 200,00

0円

(2) 標準入力法・主要

室入力法（建築物エ

ネルギー消費性能基

準であって、市長が

指定するものをいう。

以下この項、次項及

び52の項において

同じ。)を用いる場

合 次に掲げる場合

の区分に応じ、それ

ぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル未満の場合

29,000円

イ 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル以上2,0

00平方メートル  
未満の場合 39,  
000円

ウ 床面積の合計が  
2,000平方メ  
ートル以上5,0  
00平方メートル  
未満の場合 94,  
000円

エ 床面積の合計が  
5,000平方メ  
ートル以上10,  
000平方メート  
ル未満の場合 1  
30,000円

オ 床面積の合計が  
10,000平方  
メートル以上25,  
000平方メート  
ル未満の場合 1  
70,000円

カ 床面積の合計が  
25,000平方  
メートル以上の場

合 210,00

0円

2 1に掲げる建築物以外  
の建築物に係る建築物  
エネルギー消費性能  
適合性判定 次に掲げ  
る場合の区分に応じ、  
それぞれ次に定める金  
額

(1) モデル建物法を用  
いる場合 次に掲げ  
る場合の区分に応じ、  
それぞれ次に定める  
金額

ア 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル未満の場合

100,000円

イ 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル以上2,0

00平方メートル

未満の場合 13

0,000円

ウ 床面積の合計が  
2,000平方メ  
ートル以上5,0  
00平方メートル  
未満の場合 21  
0,000円

エ 床面積の合計が  
5,000平方メ  
ートル以上10,  
000平方メート  
ル未満の場合 2  
80,000円

オ 床面積の合計が  
10,000平方  
メートル以上25,  
000平方メート  
ル未満の場合 3  
40,000円

カ 床面積の合計が  
25,000平方  
メートル以上の場  
合 400,00  
0円

(2) 標準入力法・主要

室入力法を用いる場合  
次に掲げる場合  
の区分に応じ、それ  
ぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル未満の場合

260,000円

イ 床面積の合計が

1,000平方メ

ートル以上2,0

00平方メートル

未満の場合 33

0,000円

ウ 床面積の合計が

2,000平方メ

ートル以上5,0

00平方メートル

未満の場合 48

0,000円

エ 床面積の合計が

5,000平方メ

ートル以上10,

000平方メート

		ル未満の場合 5 90,000円
		オ 床面積の合計が 10,000平方 メートル以上25, 000平方メート ル未満の場合 7 00,000円
		カ 床面積の合計が 25,000平方 メートル以上の場 合 800,00 0円

別表第2の50の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、  
同項の1の(1)中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改  
め、同項の1の(1)のウの(ウ)の表中

「

300平方メートル未満の場合	9,000円
300平方メートル以上2,000 平方メートル未満の場合	25,000円

を

「

300平方メートル未満の場合	9,000円
----------------	--------

」



300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	15,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	25,000円	

」

改め、同項の1の(2)のウの(ウ)の表中

「

300平方メートル未満の場合	80,000円	
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円	を

」

「

300平方メートル未満の場合	80,000円	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	100,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円	

」

改め、同項の1の(2)のウの(エ)の表中

「

300平方メートル未満の場合	210,000円	を
----------------	----------	---

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	330,000円
-----------------------------	----------

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	260,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	330,000円

改め、同表の51の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表の52の項を次のように改める。

<p>52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円</p>
---	---

(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。

イからエまで及び(3)のイ並びに2の(4)から(6)まで及び(7)のエからカまでにおいて同じ。)

の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

(3) 一の建築物全体に係る申請（(1)及び(2)に掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 4,700円

イ 共同住宅等の部分について、次に掲げる場

合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の場合 18,  
000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の場合 4  
1,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上の場合 74,000円

ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区  
分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の場合 15,  
000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル  
以上2,000平方メートル未満の場合 2  
5,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の場合  
74,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合

110,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合

140,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合

180,000円

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

(2) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

(3) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

(4) 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以

上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

(5) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）

に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

(6) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）

に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,0

00円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円

(7) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(6)までに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

イ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上



の場合 17,000円

ウ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

エ 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

オ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の場合 30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の場合 52,  
000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の場合  
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上の場合 140,000円

カ 共同住宅等の部分（性能基準を用いるもの  
に限る。）について、次に掲げる場合の区分  
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の場合 63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の場合 10  
0,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の場合 1  
80,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上の場合 250,000円

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 130,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 210,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 280,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 340,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 400,000円

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の場合 210,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の場合 260,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル  
以上2,000平方メートル未満の場合 330,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の場合 480,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上10,000平方メートル未満の場合  
590,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル  
以上25,000平方メートル未満の場  
合 700,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル  
以上の場合 800,000円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 5 月 2 8 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第8条第5項中「署名押印しなければならない」を「署名し、又は記名押印しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第9条第2項及び第12条第2項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和解及び損害賠償の額の決定について

市が令和 2 年 3 月に売却した千塚産業団地分譲地内の土地から地中埋設物が発見されたことに係る瑕疵担保責任に基づき、次の和解条件のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 28 日提出

栃木市長 大川 秀子

1 和解の相手方

栃木市千塚町 1710 番地

東日本農産株式会社

代表取締役会長 藤尾 益造

2 和解条件

市において発見された地中埋設物を処分すること、及び当該地中埋設物の撤去に伴い相手方が支払った地盤改良費相当額を市が損害賠償として支払うこととし、今後本件に関し、双方異議、請求の申立てをしないものとする。

3 損害賠償の額

4,400,000 円

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示  | 消防ポンプ自動車 3台                              |
| 2 | 取得の方法  | 事前審査型条件付き一般競争入札                          |
| 3 | 取得予定価格 | 26,400,000円                              |
| 4 | 取得相手   | 小山市大字喜沢1394番地<br>合資会社 渡辺商店<br>代表社員 渡辺 圭一 |



財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月28日提出

栃木市長 大川 秀子

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示  | 高規格救急自動車 1台                                    |
| 2 | 取得の方法  | 事前審査型条件付き一般競争入札                                |
| 3 | 取得予定価格 | 40,150,000円                                    |
| 4 | 取得相手   | 宇都宮市横田新町3番47号<br>栃木トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役社長 新井 孝則 |

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 28 日提出

栃木市長 大川 秀子

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示  | 消防ポンプ自動車 1 台                               |
| 2 | 取得の方法  | 事前審査型条件付き一般競争入札                            |
| 3 | 取得予定価格 | 53,460,000 円                               |
| 4 | 取得相手   | 小山市大字喜沢 1394 番地<br>合資会社 渡辺商店<br>代表社員 渡辺 圭一 |

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市



